

## 第4章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

この計画に盛り込まれた施策を着実に推進するために、推進体制を充実・強化し、適切な進行管理を行うとともに、市民や事業者の理解を得ながら、行政・市民・事業所が一体となって協働による取り組みをすすめます。

#### (1) 市民との連携・協力した推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、市民による伊佐市男女共同参画推進協議会の意見や提言をはじめ、市民の意向を十分尊重しながら、伊佐市男女共同参画行政推進会議を中心とした市内の連携体制の機能強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して、市全体で総合的かつ計画的な取り組みをすすめます。

#### (2) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国際的な動向を捉え、国や県の動きと連動しながらすすめる必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との連携及び協力体制を強化し、本市における計画的な取り組みをすすめます。

#### (3) 地域できめ細やかな男女共同参画の推進を担う人材の養成

市民・自治会・コミュニティ協議会・事業所との協働による推進体制の確立に向け、市民一人ひとりに届く地域に根ざした広報や啓発活動を推進していくために、地域活動推進員をはじめとする地域推進リーダー等の養成を計画的にすすめます。

### 2 計画の総合的推進

#### (1) 男女共同参画基本計画の進行管理

「男女共同参画基本計画」に位置づけられた実施事業の進捗状況を的確に把握するために、進捗状況調査の実施など、計画の点検・評価を行います。

#### (2) 施策策定にあたっての配慮

男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合があります。市が施策立案し、実施する事業のすべてにおいて、男女共同参画の視点に配慮します。

#### (3) 広報・啓発と情報提供

男女共同参画に関する情報を、市民へ提供します。

### 3 推進体制図

